

令和4年度

第1回千葉市環境審議会

議事録

令和4年11月21日（月）

千葉市環境局環境保全部環境総務課

令和4年度 第1回千葉市環境審議会
次 第

令和4年11月21日(月)
9時30分～10時20分
千葉市役所 議会棟3階
第3委員会室

1 開 会

2 議 題

2021年度千葉市環境基本計画の点検・評価結果について

3 報告事項

- (1) 千葉市環境基本計画の今後の点検・評価手法について
- (2) 環境教育関連事業の実績及び実施計画について
- (3) 環境分野の部門別計画の策定状況について
- (4) 金属スクラップヤード対策及び産業廃棄物不法投棄対策について

4 閉 会

配付資料

- 資料1-1 2021年度千葉市環境基本計画の点検・評価結果(案)
- 資料1-2 2021年度千葉市環境基本計画の点検・評価結果(案)の概要
- 資料2 千葉市環境基本計画の今後の点検・評価手法の検討状況
- 資料3-1 環境教育関連事業の2021年度実績及び2022年度実施計画(概要)
- 資料3-2 環境教育関連事業一覧
- 資料4-1 環境分野の部門別計画の策定状況
- 資料4-2 (仮称)千葉市地球温暖化対策実行計画(原案)の概要
- 資料4-3 (仮称)千葉市水環境・生物多様性保全計画(原案)の概要
- 資料4-4 次期千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)の概要
- 資料5-1 千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例の制定について(報告)
- 資料5-2 産業廃棄物の不法投棄対策について

午前9時30分 開会

【布川環境総務課長補佐】 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回千葉県環境審議会を開会させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、またお足元の悪い中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当審議会の進行を務めさせていただきます環境総務課の布川と申します。よろしくお願いたします。

初めに、開会に当たりまして、環境局長の榎戸よりご挨拶を申し上げます。

【榎戸環境局長】 おはようございます。環境局長の榎戸です。

委員の皆様には、お忙しい中、本日ご参加いただきまして、ありがとうございます。また、日頃より環境行政をはじめ様々な面でご理解、ご協力を賜っておりますことを、改めまして御礼申し上げます。

さて、環境分野での近頃の大きな話題としましては、COP27が閉会したということで、いろいろ評価はあるようではございますけれども、加盟国が一堂に集まって世界の方向性を確認できたという意味合いは非常に大きいと考えています。

一方で、それと同じように重要なのが自治体単位の日々の取組みではないかと考えているところでございまして、我々も、計画づくりや具体的な施策などを考えているわけなんですけれども、そこに実効性を持たせるためには、行政だけでは立ち行きません。ぜひ、環境審議会の皆様のお力添えを賜りたいと思います。

本日の議題といたしましては、今年からスタートした環境基本計画の点検、それと、今つくっております3つの計画の状況等についてご説明させていただきます。委員の皆様には、それぞれのお立場からご意見を賜りますことをお願い申し上げまして、整いませんけれどもご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

【布川環境総務課長補佐】 本日の会議につきましては、千葉県環境審議会運営要綱の規定により、委員の半数以上の出席が必要でございます。

(オンライン参加の委員より、映像、音声に支障があるとの声あり)

【松本環境総務課長】 今調整を行っております。しばらくお待ちください。

【布川環境総務課長補佐】 いかがでしょうか。

(オンライン参加の委員より、「今は大丈夫です」の声あり)

【布川環境総務課長補佐】 ありがとうございます。少しお時間をいただきまして大変失礼いたしました。続けさせていただきます。

本日は、委員総数24名のうち18名の方がご出席ですので、会議は成立しております。

なお、相川委員、大串委員、鎌田委員、小林委員、杉田委員、中間委員、福地委員、唐委員におかれましては、ウェブ会議システムによるご参加となっております。

続きまして、安立委員、石橋委員、倉阪委員、瀬古委員、三輪委員、鈴木委員につきましては、所用のためご欠席との連絡をいただいております。

次に、今回新たに委員に就任された方を紹介させていただきます。

千葉市議会総務委員長、宇留間又衛門委員でございます。

【宇留間委員】 よろしく申し上げます。

【布川環境総務課長補佐】 千葉市議会都市建設委員長、酒井伸二委員でございます。

【酒井委員】 よろしくお願いたします。

【布川環境総務課長補佐】 このほか、千葉市議会環境経済委員長、石橋毅委員が新たに就任をされていらっしゃいますが、本日はご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、会議資料につきましては、次第に記載のとおりでございます。資料は、11月17日付のメールにて事前にお送りをさせていただいた後、11月18日に一部訂正のメール連絡を差し上げております。そのほかは、内容に変更はございません。

なお、事前にお送りした資料につきましては、画面による共有はいたしませんので、オンラインによるご参加の皆様は、メール添付文書をすぐにご確認できるような状態にさせていただきますよう、あらかじめご用意をお願いいたします。よろしいでしょうか。

次に、オンライン参加者の方に、留意事項についてお伝えいたします。ご発言時以外は、必ず音声はミュート（無音）の状態にいただき、発言時はミュートを解除して、お名前をおっしゃっていただいております。

最後に、本日の会議ですが、千葉市情報公開条例の規定により公開することが原則となっております。また、議事録につきましても公開することになっておりますので、あらかじめご了承をいただきたいと思います。

なお、本日の審議会は45分程度を予定しております。また、審議会の後に、地球温暖化対策実行計画をご審議いただく環境総合施策部会及び水環境・生物多様性保全計画をご審議いただく環境保全推進計画部会が、それぞれ10時30分より予定されておりますので、円滑な進行についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

ここからの議事の進行につきましては、岡本会長にお願いしたいと存じます。岡本会長、よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 皆様、おはようございます。

それでは、本日は時間も非常にタイトでありますので、早速、議事に入らせていただきたいと思っております。

本日の会議は報告事項が多数あり、この後、部会が控えております関係上、時間も限られております。また、議題である「2021年度千葉市環境基本計画の点検・評価結果について」と報告事項(1)の「千葉市環境基本計画の今後の点検・評価手法について」は、内容の関連性もあります。そのため、事務局からの各項目の説明を全件一括して行い、その後、最後に質疑の時間を設けたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

【松本環境総務課長】 環境総務課の松本と申します。今日はよろしくお願いいたします。

それでは、2021年度の千葉市環境基本計画の点検・評価について、ご説明いたします。新しい委員さんもいらっしゃいますので、環境基本計画についての簡単なご説明からさせていただきます。

千葉市では、環境基本条例に基づきまして、環境審議会のご意見をいただきながら環境基本計画を策定いたしております。その計画の進捗管理につきましても、毎年、審議会のご意見をいただきながら点検・評価を行い、公表をいたしております。

昨年度、本審議会の皆様のご協力を得まして、令和4年度(2022年度)からの新たな環境基本計画を策定し、スタートしたところでございますが、今回ご説明する点検・評価の対象につきましては、その新しい計画ではなく、昨年度(2021年度)までの計画(旧計画)に関してのものになります。今回をもって、旧計画の点検・評価は最終回となりまして、来年度からは新しい計画の点検・評価を行っていくこととなります。

新しい計画の点検・評価につきましては、後ほど、資料2でご説明をする予定としております。

では、資料1-1の1ページをご覧ください。まず、「1点検・評価の趣旨」と書いてございますけれども、環境基本計画では、各指標について数値把握を行いまして、毎年度、その進捗状況を評価することで施策の着実な推進を図ることといたしております。

次に、「2点検・評価の方法」でございます。これまでの旧計画では、具体的な目標値を設定して、「達成」「未達成」で評価する53項目の定量目標、また、「改善」、「後退」などの事業の進捗の傾向だけを評価する47項目の点検・評価指標、これらを合わせて100項目の指標がございました。

定量目標の各目標値は、旧計画で今までに設定した値でございますので、今となつては目標自体が古い値であります。そのことを前提に資料はご覧いただければと思います。

続きまして、2ページをお開きください。2ページ上の「3点検・評価結果の概要」でございますけれども、各目標値の達成状況を集計表にして記載しております。

定量目標と点検・評価指標に分けてまとめておりまして、表の一番下に書いてありますが、定量目標は53のうち「達成」が38となりまして、達成割合72%となっております。点検・評価指標は47ありまして、「改善」は5、改善割合としては11%でございます。ちなみに、「現状維持」の数値は21という結果になってございます。

続きまして、3ページをご覧ください。この計画で掲げました5つの環境像ごとに総合的な点検・評価を行っておりまして、これは、定量指標などの各指標の状況を分析するなどして記載しております。

例えば、一番上は環境像1ですが、「エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち」という目標を掲げております。これに対しては、評価として、「地球温暖化対策については、定量目標の「温室効果ガス排出量」で、2013年度比13%削減の目標値を達成しました。今後は、新たな環境基本計画(現計画)や、2022年度中に策定予定の新たな「千葉市地球温暖化対策実行計画」に基づき、本市の目指す到達点である2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて、脱炭素社会を実現するための施策の一層の推進が必要です」ということを、定量目標などの結果から記載しております。

環境像2以下は時間の都合で割愛させていただきまして、3ページの下の方で囲まれた部分をご覧いただきたいのですが、今年3月に新たな環境基本計画を策定しております。その方向を基にして、今年度は、環境像1に関しては、この会議の後の環境総合施

策部会でご審議いただく地球温暖化対策実行計画、環境像 2 に関しては、この審議会とは別の千葉市廃棄物減量等推進審議会でご審議いただいている一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、環境像 3 に関しましては、この後の環境保全推進計画部会でご審議いただく千葉市水環境保全計画といった、環境分野の部門別計画などの見直しと新たな策定を進めております。

この資料の 3 ページ以降ですが、4 ページ、5 ページは旧計画の目標と目標値の整理表、6 ページ以降が各目標値の詳細でございます。時間の都合もありまして、説明は省略させていただきます。こうして整理したものを、今後、ホームページや千葉市環境白書といたしまして公開することを予定しております。

最後に、ただいま説明いたしました全体を要約して一つの表にまとめたものを、資料 1-2 として、A3 の表になりますけれども別途用意しております。この点検・評価の全体を概観するときは、資料 1-2 をご覧いただければと思います。

2021 年度の環境基本計画の点検・評価結果に関する説明は、以上となります。

続けて、報告事項（1）のご説明になります。

本年度スタートをいたしました、現行の環境基本計画に関する今後の点検・評価手法について、来年度から実施していくこととなりますが、現時点でのやり方の方向性を簡単にご説明させていただきたいと思っております。こちらは、資料 2 をご覧ください。

まず、資料 2 の 1 の部分ですが、この計画では、推進によって目指す 2032 年の千葉市の環境の姿を「望ましい環境都市の姿」としまして、「自然や資源を大切に、みんなでつくる持続可能なまち・千葉市」として定めております。

また、その姿を環境の各分野から支える 5 つの環境の柱として設定しておりまして、さらに、この 5 つの柱の達成に向けて分野別に整理して、17 の基本目標を設定しております。

また、「2 点検・評価の実施根拠」の枠組みの部分で示しておりますとおり、指標の設定や進捗状況の評価については、計画の中で、ご覧のとおり定めております。

次に、3 として、その環境の柱の評価の考え方と手法でございますけれども、旧計画では、指標は基本目標の単位にしか設定しておりませんでした。新しい計画においては、5 つの環境の柱に、それぞれ計 8 つの指標を設定しております。この点が特徴の 1 つでございます。各柱に 1 つないしは 2 つの指標で、計 8 つが設定されております。

この特徴を生かすために、点検・評価に当たっても、5 つの環境の柱の評価を中心に据えて扱って、加えて基本目標の評価によってそれを補完するといった方法を現在考えております。

環境の柱に設定した指標は環境の各分野を代表する指標であり、一般の市民に分かりやすい、直感的な、訴える区分で評価することなどを考えております。具体的な表記方法は現在検討中でございますが、例えば、星の数で評価を行うとか、目標の達成度を大づかみに示すといったことを他市でも行っておりますので、そういった分かりやすいものになるよう検討しております。

続いて、2 ページをご覧くださいなのですが、8 つの指標とその目標値は上部の表

に示したとおりです。計画策定時点では、目標値の具体的な数値を定めることができず、言葉で表現している項目もあります。

例えば、表一番上の温室効果ガス排出量でありましたら、目標値は、現在のところ「2050年のカーボンニュートラルに向けた値」としております。こうした目標値につきましては、今年度策定を進めている、例えば地球温暖化対策実行計画で具体的な目標値が決定されれば、それに合わせまして、今後、本審議会に諮らせていただいて目標値を設定し直すということを考えております。

続く4でございますけれども、基本目標の評価についてでございます。「4基本目標の指標の評価手法」は、以下、表に基本目標の評価数値等が書いてありますけれども、現計画では、5つの環境の柱に、それぞれいくつか基本目標がぶら下がる形で合計17の基本目標が設定され、それらの目標に対して44項目の指標が設定されております。

これらの評価手法につきましては、これまでの評価のやり方をおおむね踏襲して整理、検討していくことを予定しております。

「千葉市環境基本計画の今後の点検・評価手法について」の検討状況のご報告は、以上となります。

続けさせていただきます。報告事項の(2)といたしまして、「環境教育関連事業の実績及び実施計画について」ご説明をします。今度は資料3-1をご覧ください。

資料3-1の1ページでございます。まず初めに、千葉市環境教育等基本方針について記載しておりますけれども、本方針は、持続可能な社会の実現に向けて環境教育を推進するため、環境審議会でのご意見も伺い、2021年9月に策定した方針となります。

本方針に基づきまして、環境教育を計画的、効果的に推進するため、千葉市が行う環境教育関連事業の点検を行い、その実績及び実施計画を取りまとめたものでございまして、今後、市ホームページ等で公開するに先立ちまして、今回、審議会にご報告いたすものでございます。

公表する資料は、資料3-2を「千葉市環境教育関連事業実施結果一覧」として公表することを予定しております。

資料3-1の1「(1)千葉市環境教育基本方針の概要」についてでございますけれども、方針の中では、環境教育を持続可能な社会の構築を目指した環境の保全に関する教育及び学習と捉えておりまして、教育の視点に加え、自ら学ぶ学習の視点についても重視して策定したものとなっております。

また、環境教育は社会・経済問題と密接に関連していることなどを踏まえまして、本方針では4つの方向性を定めております。「世代・分野を超えた協働での取組み」「体験活動を通じた主体的・対話的で深い学び」「持続可能な社会の実現に向けた人材育成」「ICT等の積極的な活用」です。こうした4つの方向性を定めまして、家庭、学校、地域、事業者、そして行政などあらゆる主体が役割を認識し、連携を図りながら取組みを推進するため、それぞれの主体ごとに役割等を整理するとともに、本市が展開する施策について明示しております。

1の(2)でございますけれども、この方針は、環境基本計画の期間に合わせるため、

2032年度までの方針ということでつくられております。

続きまして、2の「2021年度の実績及び2022年度の実施計画について」ご説明いたします。1ページの下の表をご覧ください。

表には、本市の環境教育関連事業について、全庁的な照会を行いまして、把握した事業数を記載しております。表の右側から順に左に見ていただきたいのですが、方針策定時の把握数、2021年度の実績、そして今年度実施していく予定数を、それぞれ事業項目ごとに記載しております。全体を見るために、表の一番下、計の欄をご覧くださいと、一番右の策定時のときから順に76、79、81といった、事業数が増加する推移となっております。

続きまして、資料3-1の裏面をご覧ください。3として、総評について書いてございますが、(1)は今ご説明したような内容を記載しておりまして、(2)として、コロナの影響について記載しております。

2021年度は、20事業がコロナによる影響で事業の中止等を行ってございましたが、2022年度からは、事業の規模の縮小またはオンライン化を図る等の対応を行いながら、中止していた事業が復活傾向にございます。

最後に、4の「今後の方向性」についてでございますけれども、現時点において把握している事業数は81でございますが、今後とも庁内で行っている環境教育関連事業の掘り起こしを行いながら、本市が行う事業の正確な把握に努めてまいります。また、こうした事業の掘り起こしを行う際は、既存事業の中で、環境教育関連事業とは現在みなされていないものもありそうですので、環境教育の要素を取り入れられないかの検討や働きかけを行うなど、本市が行う事業の拡充をこれからも図ってまいりたいと思っております。

環境教育関連事業の説明は以上でございます。

続きまして、報告事項(3)に移らせていただきます。こちらは、部門別計画の策定状況でございます。資料4-1をご覧ください。先ほども少しご説明をいたしました。本市では、現在、環境分野で主立った部門計画を3つ、環境審議会の皆様のご意見をいただきながら策定作業を進めております。いずれも本年度中に計画を策定し、来年度からスタートする予定としております。

3つの計画の中で2つの計画、地球温暖化対策実行計画と水環境・生物多様性保全計画は、本日、この後の各部会でご審議いただきます。もう1つの一般廃棄物(ごみ)処理基本計画は別の審議会でご審議いただいておりますが、今回、併せて一緒に計画の概要をご報告させていただきます。

では、3つの計画の概要を、それぞれ担当課から説明させていただきます。

【秋山温暖化対策室長】温暖化対策室の秋山です。私からは、資料4-2に基づきまして、次期の「(仮称)千葉県地球温暖化対策実行計画(原案)の概要」について、簡単にご説明をさせていただければと思います。着座にてご説明いたします。

まず、資料の左側、「1計画策定の趣旨」でございます。国の地球温暖化対策の推進に関する法律が施行されたことに伴いまして、2050年カーボンニュートラルの基本理

念の新設ですとか地方自治体の実行計画について、新たにきちんと目標を定めることが法定計画の中に位置づけられております。

また、千葉市におきましても、令和2年の11月20日、ちょうど2年前になりますけれども、「千葉市気候危機行動宣言」の中で2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこと等を踏まえまして、今般、新たな計画を策定するというところで進めてございます。

内容といたしましては、環境と経済、社会の施策をきちんと位置づけて、環境と経済の好循環ですとか、環境だけではなくて、それと共にレジリエンスの向上の同時実現を図りながら、脱炭素社会に向けたまちづくりを進めていく計画にしていきたいと考えております。

「2 計画期間と数値目標」でございますが、来年度から2030年度までの7年間、排出量の基準年度は2013年度とさせていただきます。目標年度は2030年度ですけれども、それぞれ、2050年までの計画を見据え、中期目標、長期目標を定めたいと考えてございます。

削減目標の考え方でございますけれども、3つ黒丸がございます。1つ目は、やはり従来のフォアキャスト（積み上げ方式）から脱却し、新たな考え方といたしまして、2050年の目標に到達するためにバックキャストの考え方に従って目標を設定すること。

また、本市の特性を考えまして、産業部門につきましても、それぞれの取組み、大企業の取組み等がございますけれども、千葉市におきましても、業務、家庭、運輸の3部門の合計の中で、今までよりも踏み込んだ目標を定めたいと考えております。具体的には、2013年度比40～50%以上の削減というところで、現在検討を進めてございます。

右のほうに移らせていただきまして、令和3年の9月に審議会で諮問させていただいたことを受けて、専門委員会を立ち上げております。3回ほど今まで専門委員会を開催させていただいております。計画の方向性ですとか策定方針、計画の原案まで審議、ご検討を進めていただいているところでございます。

その中で、今後の方向性といたしましては、表に掲げさせていただいております6つの柱に沿って、2050年のあるべき姿、基本施策、こういったところを現在固めております。具体的な実行計画になりますので、それぞれの取組みについて、今後、専門委員会の中でもご議論、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

最後に、4番目の「今後の予定」でございますけれども、来週29日に第4回目の専門委員会を開催、来年1月には施策部会に答申をお願いする予定でございまして、2月のパブリックコメントを経て、今年度末には計画の策定、公表をしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

【木下環境保全課長】引き続きまして、環境保全課、木下でございます。私のほうからは、(仮称)千葉市水環境・生物多様性保全計画の策定状況についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料4-3をご覧ください。初めに、「計画策定の趣旨」についてでございますが、本

市では、現行の水環境保全計画に基づいて、水環境の保全・再生や水循環の健全化に取り組んでまいりました。この度、本年度末に計画期間が満了することに伴い、社会情勢の変化等を踏まえて、新たな計画の策定を行うものです。

新たな計画は、世界的にも気候変動と並んで注目され、大きな課題となっている生物多様性の保全をさらに進めていくとともに、従来の水環境や水循環に一体的に取り組むことで、市域の豊かな水環境や生物多様性の保全を目指してまいります。

続いて、計画の構成についてですが、右ページの「4 目標達成に向けた施策展開」をご覧ください。本計画では、水環境や生物多様性の保全に向けて、1 つ目として「水環境の保全活用」、2 つ目に「生物多様性の保全再生」、3 つ目に「計画の推進体制の整備」という、3 つの柱で推進してまいります。

これらの 3 つの柱にはそれぞれに施策の方向性を設定しており、水環境は、「水環境・水循環の理解の促進」、「豊かな水辺（河川、海岸、湧水地など）の保全・創出」、「きれいな水（水質）の保全」、「水資源の持続可能な利用」、「地域の水辺とふれあう機会の創出」の 5 つ。生物多様性は、「生物多様性・生態系の理解の促進」、「豊かな緑（水源林・谷津田など）の保全・創出」、「貴重な動植物の保護及び外来生物対策」、「生物多様性がもたらす資源の持続可能な利用」、「地域の自然とふれあう機会の創出」の 5 つ。推進体制の整備は、「人材の確保・育成」、「ボランティア等の活動支援」、「市と市民等によるモニタリング体制の整備」の 3 つの計 13 としております。

これらの方向性について取組みを進めていくとともに、達成状況を把握するための指標として、左ページ下の目標案を設定し、推進してまいります。

このように、これまでは水環境を主とした計画となっておりますが、新たな計画では、右ページ上の (3) にございますように、従来你的生活排水対策推進計画や流域水循環計画のほか、新たに生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略を位置づけ、生物多様性に関しても取組みを強化してまいります。

最後に、「今後の予定」についてですが、12 月に専門委員会で検討後、環境審議会より答申、2 月にパブリックコメントを行い、3 月には計画の策定を予定しております。

以上が、資料 4-3 の説明になります。

【東端廃棄物対策課長】 廃棄物対策課の東端と申します。私からは、「次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）の概要」についてご説明をいたします。座って説明をさせていただきます。

資料 4-4 をご覧ください。まず、「1 計画策定の趣旨」です。一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき定めるものでございます。現行計画策定後 5 年が経過していることから、改定を行うものです。

次期計画では、社会全体で新たな課題となっている脱炭素への貢献を打ち出していくほか、3R のさらなる推進や環境負荷の低減などについて、既存施策の拡充や新規施策を盛り込み、一層のごみ減量・再資源化を目指していくこととしております。

次に、2 の「基本理念・基本方針」についてです。まず、基本理念につきましては、廃棄物処理の分野において目指すべき姿は、引き続き循環型社会の実現であり、本市にお

きましても、市民、事業者、市の3者が協力・連携して取り組み、未来の市民及び千葉市に良好な生活環境を引き継ぐ必要があることや、循環型社会の構築においても、持続可能な社会及び脱炭素への貢献を踏まえた取り組みが求められていることから、基本理念を「みんなでつくり 未来へつなぐ 循環型社会 ～持続可能なまちづくりと脱炭素への貢献～」といたしました。

また、基本方針は、基本理念を達成するための手段として3Rの取り組みを着実に推進するため、資料に記載の基本方針1から3といたしました。

また、次期計画の趣旨を市民や事業者の皆様にご理解いただけるメッセージ性のあるスローガンとして、3の(2)に記載の総排出量の数値目標である約100gの減量などから、「減らそう 1人1日100g! 止めよう 地球温暖化!」といたしました。

次に、3の「計画期間と数値目標」ですが、計画期間は、環境基本計画等との整合を図るために、令和5年度から令和14年度までの10年間といたします。

数値目標は、基本理念等の達成状況を把握する指標として、総排出量など7項目とし、次期計画では、市民や事業者により分かりやすい指標として、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量を新たに設定するものです。それぞれの目標値は、表に記載のとおりの数値でございます。

次に、4の「目標達成に向けた施策展開」についてです。先ほどご説明をいたしました3つの基本方針に基づき、表に記載のございます24の事業を展開し、各種施策を実施してまいります。

次に、5の「食品ロス削減推進計画」です。食品ロス削減推進計画は、令和元年に施行された食品ロス削減推進法に基づき、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に内包する形で本市として初めて策定するもので、数値目標を設け、各種施策を展開していくこととしております。食品ロス量の実績と目標値は、表に記載のとおりでございます。

最後に、6の「今後の予定」については、ご覧のとおりになります。

私からの説明は以上です。

【松本環境総務課長】 説明が長くなってすみません。最後の報告事項(4)に移らせていただきます。

資料は、資料5-1になります。金属スクラップヤード問題等は、近年、環境行政としての様々な動きがありまして、市民、事業者からも大きな関心が寄せられています。そうした中で、千葉市の取り組みについて、審議会の皆様にご報告する機会をいただきました。

それでは、担当課からご説明いたします。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 産業廃棄物指導課、川瀬と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

資料5-1をご覧ください。最近、若葉区などの郊外を中心に、再生資源物、主に金属スクラップなのですが、これを堆積する保管場所が散見されるようになりました。この再生資源物は、有価物として収集されていることから、廃棄物処理法が適用されずに法の規制基準がかかりません。このため、令和3年10月に、「千葉市再生資源物の屋外

保管に関する条例」を制定しまして、この屋外保管場を規制するものいたしました。

この条例では、再生資源物の屋外保管を行う者が守るべき義務等必要な事項を定め、再生資源物からの火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するため、また当該保管に伴う騒音、振動、悪臭などの発生を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的としております。

対象となる再生資源物といたしまして、木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックなどを対象としております。

条例の概要といたしまして、立地基準・保管基準を定めた許可制の導入等。この許可制というのは、全国で初めてこういう条例を設けました。

次に、立地基準の設定なのですが、住宅等の敷地から 100m 以上離れた土地に設置することを規定しております。また、保管基準といたしまして、高さを 5m 以下にしなさい、保管体同士の距離を空けなさい、などを設定しております。

裏面をご覧ください。屋外保管をする者に対する市長の権限といたしまして、報告徴収、立入検査、義務違反に対する勧告・命令を発出することができるようになりました。

また、罰則を設けまして、無許可で設置した者または設置・変更、命令違反などに対して、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金を設けるものとしております。

これが条例の説明となります。

次に、資料 5-2 をご覧ください。「産業廃棄物の不法投棄対策について」でございます。

まず、「市内の状況」といたしまして、廃棄物の不法投棄や不適正保管の状況は、認知している件数では増加傾向になっております。

内容といたしまして、大量の産業廃棄物の不法投棄は近年発生しておりませんが、小規模でゲリラ的な不法投棄が目立っています。また、ソファー、机、たんすなどの家具や電化製品など、一般廃棄物の不法投棄が増加している状況です。

認知件数といたしましては、この表のとおりでございます。

この不法投棄の対策といたしまして、監視パトロールを年間 365 日、休日・夜間も含め、職員、民間警備会社でパトロールを行っております。そのほか、監視カメラ、施設の立入検査、郵便局などと連携し、不正不法投棄の早期発見に努めております。

最後に、過去の主な不適正事案といたしまして、緑区の平川町にありました産業廃棄物の中間処理業者が、処理をせずにとんどん廃棄物を請け負いまして、敷地内に廃棄物を積み上げてしまったことがありました。これに対して、平成 24 年 1 月から 26 年 3 月にかけて行政代執行を行い、市が処分を行ったということがありました。このとき、市のほうでこの廃棄物の山に上って調査いたしまして、排出事業者を特定したものに対して、排出事業者が廃棄物の片づけや費用負担を求めたところでございます。

報告事項といたしましては、以上でございます。

【岡本会長】 報告、説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、委員の皆様より意見、質問等があればお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。個別の案件は、この後会議がありますので、その中の関連するところでご質問いただければと思います。どうもありがとうございました。

ウェブ参加の先生におかれましては、まずお名前を言って、その後で質問をしていたいただければと思います。

【大串委員】 大串でございます。

【岡本会長】 大串先生、よろしく申し上げます。

【大串委員】 さっき、司会の方からお話がありましたように、今回の審議会資料は、先週の木曜日の夕方、メールで送られてまいりました。

私、金・土と出張でしたので、昨日しか読む時間がなくて、資料を十分に読みこなす時間がございませんでした。もっと前広に審議会資料等をご提供いただければ、もっと良い審議ができるのではないかと思います。

担当者側の皆さんも、人手不足もあると思いますけれども、このようなことを感じましたので、ご配慮をいただければと思います。よろしく申し上げます。

【岡本会長】 ありがとうございます。

事務局よりコメントをお願いします。

【松本環境総務課長】 大変申し訳ございません。資料を取りまとめるのにちょっと時間がかかってしまいまして、遅くなりましたこととおわび申し上げます。今後は、なるべく早い段階で送ることを心がけたいと思います。すみませんでした。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【大串委員】 はい、結構です。ありがとうございます。

【岡本会長】 どうもありがとうございました。

それでは、大変時間が押しておりますので、本日の質疑は以上にしたしたいと思います。事務局よりお願いします。

【布川環境総務課長補佐】 会議の冒頭でお知らせしましたとおり、本会議は千葉市情報公開条例の規定により、原則、公開させていただきます。本日の議事録につきましては、事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認をいただきまして確定し、市ホームページ等で公開いたします。

【岡本委員】 ありがとうございます。

それでは、これもちまして令和4年度第1回千葉市環境審議会を終了いたします。先生方、ご協力どうもありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

【布川環境総務課長補佐】 岡本会長、どうもありがとうございました。

先にご案内しておりますとおり、この後、環境総合施策部会及び環境保全推進計画部会を開催いたします。環境総合施策部会は引き続きこちらの部屋で、それから、環境保全推進計画部会は第2委員会室で開催いたします。

会場の準備の都合がございますので、一旦、休憩を挟みまして、開会は10時30分からとさせていただきます。

第2委員会室につきましては、この後、廊下に出ていただきましたらご案内をさせて

いただきます。環境保全推進計画部会の委員の皆様には、大変恐縮ですが、第2委員会室までのご移動をお願いいたします。

また、オンライン参加の環境総合施策部会部会員の皆様は、そのままログイン状態をお続けいただきまして、他方、環境保全推進計画部会の委員の皆様におきましては、開催通知でお知らせしました URL での再ログインをお願いいたします。開始時間前には端末の前にお戻りいただきますよう、お願いを申し上げます。

それ以外の方は、これで終了となります。

どうもありがとうございました。

午前10時20分 閉会